



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	弁護士 仲谷 栄一郎
【住所又は本店所在地】(3)	東京都港区六本木一丁目6-1
【報告義務発生日】(4)	平成17年8月2日
【提出日】	平成17年8月9日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】(5)	その他



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	株式会社 オーエー・システム・プラザ
会社コード	7491
上場・店頭の種類	上場
上場証券取引所	JASDAQ
本店所在地	愛知県名古屋市中区大井町3番20号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】（7）

(1)【提出者の概要】（8）

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アドバンスアップ・インベストメンツ・リミテッド(Advanceup Investments Limited)
住所又は本店所在地	サモア、アピア、P O Box 217、オフショア チャンバーズ (Offshore Chambers, P O Box 217, Apia, Samoa)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③【法人の場合】

設立年月日	平成16年8月18日
代表者氏名	ジョセフ リー (Joseph Li)
代表者役職	代表者 (Representative)
事業内容	投資業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 弁護士 仲谷 栄一郎
電話番号	03-6888-1039

(2)【保有目的】（9）

純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10)

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)	0		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 0	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成17年8月2日現在)	S 15,690,000株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	0%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.92%

(4) 【当該株券等の発行者が発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成16年11月11日	普通株式	1,400,000	取得		145円
平成17年8月2日	普通株式	700,000	処分	アジア・リージェンシー・インベストメント・ホールディングス・リミテッド (Asia Regency Investment Holdings Limited)	300円
平成17年8月2日	普通株式	700,000	処分	ゴールデン・エラ・グループ・リミテッド (Golden Era Group Limited)	300円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Advanceup Investments Ltd., with its principal office at Offshore Chambers, PO Box 217, Apia, Samoa (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Eiichiro Nakatani, Attorney-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 12th day of November, 2004.

Advanceup Investments Ltd.
For and on behalf of
ADVANCEUP INVESTMENTS LIMITED

.....
Authorized Signature(s)

Name:

Title:

(訳文)

委任状

サモア、アピア、オフショアチェンバース、私書箱 217 に住所を有するアドバンスアップ・インベストメンツ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士仲谷栄一郎を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年11月12日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

アドバンスアップ・インベストメンツ・リミテッド

(署名)

署名権限者